

1 商品委員会について

I 概要

1. 目的

岐阜県学校生協は、県下の教職員を対象にした職域生協です。自主・協同・互助の精神に基づき、教職員の生活・文化の向上をめざし、1960年に設立（再建）されました。

コープ商品や全国学校生協提携商社の安心・安全な商品の共同購入・宅配販売、生協職員や指定店による学校訪問販売、各種サービス事業などを中心に、『教職員の仕事や生活を総合的にサポートするためのライフパートナー』をめざしています。

さらに、子どもたちの健やかな成長を願う教職員の立場からも、「食」「環境」「平和」「福祉」の課題にも取り組み、県下の生協運動の一翼を担っていきたいと努めています。

しかし、近年学校生協の取り組みが組合員一人ひとりの意識の中から消えつつあります。その結果、学校生協の共同購入等が年々ジリ貧になりつつあり、組合員が学校生協から離れていっています。

この状況を打開するため、本来のあるべき姿である、特に共同購入の復活を目指します。これを実践してくためには、学校生協職員だけでなく組合員のみなさんと共に手を取り進めていく必要があります。

そのために2014年度より、組合員みなさんの意見や協議をもとに、企画を作り共同購入を伸ばしていくために「商品委員会」を設置しました。

2. 委員会について

(1) 開催日程

- ① 年3回（6月、9月、1月）開催
- ② 基本的に、土曜日の開催 13時～16時30分（3時間程度）

(2) 開催内容を学校生協ホームページ等で掲載

(3) 商品委員の任期 2年（再任可）

(4) 学校生協担当部署 事業課

3. 委員会の内容及び委員の任務について

- (1) 商品検討（試食・試飲）
- (2) 利用者及び供給を伸ばすための検討協議
- (3) 選出組織や学校で現状と利用の呼びかけ
- (4) 組合員みなさんの意見・要望を学校生協へ反映
- (5) 勤務校に新採用で未加入の方がいる場合のお声がけ

II 任期について

2015年1月の第3回商品委員会の中で、次年度の委員については、なるべく継続することが確認されました。もともと任期1年としていましたが、任期2年としています。

III 委員長及び副委員長について

委員長は、岐阜県公立小中学校事務職員組合の中央執行委員長が就任することが確認されていますので、副委員長については選出を行います。尚、任期は2年となりますが、所属団体の事情等で委員が交代する場合は、同団体の新委員に継続していただきます。その場合の任期は、前任者の残任期間となります。

- ① 委員長 商品委員会を代表する。商品委員会の議長を務める。
- ② 副委員長 委員長の補佐をする。